（削る）

４　行政執行法人審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の二に規定する処分に関すること。

二　行政執行法人の職員の労働関係に係る不当労働行為の審査並びに行政執行法人の不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。

三　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。

５　訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務（行政執行法人審査官の所掌に属するものを除く。）を行う。

６　（略）

４　訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務を行う。

５　（略）

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第九項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第九項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

附　則

この省令は、令和二年八月七日から施行する。

○厚生労働省令第百四十九号

母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める施設） **第七条の二**　法第十七条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める施設は、病院、診療所又は助産所以外の施設であって、第七条の四各号に掲げる基準（同条第四号ロに掲げるものを除く。）を満たすものとして、市町村長が適当と認めるものとする。	（新設）
（法第十七条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める施設） **第七条の三**　法第十七条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　産後ケアセンター 二　法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター 三　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センター 四　その他市町村長が適当と認める施設（産後ケア事業の実施基準） **第七条の四**　法第十七条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　産後ケア事業を管理する者を定めること 二　助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと	（新設）